

民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供について

石川県では、東日本大震災で被災され、県内に避難された方を対象に、県が民間賃貸住宅を借り上げて、災害救助法による応急仮設住宅として提供します。（すでに避難された方が自ら契約して入居している住宅も対象になります。）

1 対象者（福島県から避難された方）

東日本大震災発生時に福島県に居住していた方で、自らの資力で住宅を確保することが困難な方

2 借上げ対象の住宅

① 入居人数が4人以下の世帯：家賃6万円以下

② 入居人数が5人以上の世帯：家賃9万円以下

※ 家賃がこの基準を超える場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、借上住宅とすることはできません。（6万円又は9万円まで補助する制度ではありません。）

3 県が負担する経費

① 入居時の経費

退去時修繕費（家賃2か月分）、仲介料（家賃0.525か月分）、損害賠償保険料

② 毎月の経費

家賃、共益費

※ その他の経費（光熱水費、駐車場料金、町会費等）は、原則として、入居者の負担となります。

4 入居期間

入居日（県の契約に切り替えた日）から最長2年間

※ 契約事務等の都合上、申請後、入居できるようになるまでには一定の期間を要しますので、あらかじめご理解ください。

5 申込期限

平成23年12月28日（水）【必着】

※ 申込期限後は、新たに借上住宅とすることはできません。期限までに避難している市町の担当窓口へ申請書類を提出してください。

6 入居までの流れ

① 仲介業者等に相談し、入居物件を決めてください。すでに自ら契約して入居している場合は、県の借上住宅とすることについて、仲介業者等と協議してください。

- ② 避難先の市町の担当窓口に入居申請書を提出してください。

【申請時に必要な書類】

- ・ 石川県借上住宅入居申請書
- ・ 本人確認書類（住民票の写し又は運転免許証の写しなど）
- ・ 被災証明書の写し（原子力災害により避難する場合は不要）
- ・ 賃貸契約書の写し（すでに自ら契約している方のみ）

【申請書の提出先】

避難している市町の担当窓口

- ③ 県から入居決定通知を受けた後、仲介業者と協議し、入居の準備を進めてください。
- ④ 仲介業者の仲介により、入居者・貸主・県の3者で賃貸借契約を締結します。
- ⑤ 契約成立後、入居を開始してください。

7 自ら契約していた期間の家賃等について

自ら契約していた期間の家賃等については、県の負担の対象とはなりません。福島県では、東京電力の原子力損害賠償金等により対応する方針としていますので、詳しくは福島県（県外避難者支援チーム 024-523-4157）にお問い合わせください。

なお、既存の賃貸借契約は、県の契約に切り替える際に、貸主等と協議の上、解約してください。

8 注意事項

- ・ 一度、借上住宅に入居した場合は、他の借上住宅等の応急仮設住宅に転居することはできません。
- ・ 借上住宅の賃貸借契約は、更新がありませんので、借上期間の終了までに、退去しなければなりません。本人と貸主で新たな賃貸借契約を締結した場合に限り、自ら家賃を負担して、引き続き入居することは可能です。
- ・ 貸主等の同意が得られない場合は、借上住宅とすることはできません。
- ・ 県外で応急仮設住宅に入居していた方は、対象となりません。
- ・ 借上住宅には、被災者以外の方は入居できません。また、被災者であっても、借上住宅を生活の本拠としない方（週末のみ借上住宅で過ごす場合など）は、入居できません。
- ・ 借上住宅に入居した場合は、災害救助法による自宅の応急修理は受けられません。
- ・ 借上住宅は、被災者生活再建支援制度の加算支援金の支給対象にはなりません。

【制度に関する問合せ先】

石川県危機管理監室危機対策課

電話 076-225-1482

FAX 076-225-1484

メール e170700@pref.ishikawa.lg.jp